

## 農業機械導入の取組実施にあたっての留意事項について

### 1 リース方式による機械導入の場合

- (1) 取組参加者は、事業計画の取組の要件等に基づき能力算定した上で、導入したい機械等の仕様を定め、複数の機械等販売業者（原則として、3社以上の製造メーカーの同一能力機種の見積り）に助成申請額算定のための見積依頼を行うこと。なお、特定の機種導入が必要な場合はその理由を明確にすることに努めること。
- (2) 取組参加者は取得した見積書の中から、最低価格を選定し取組計画書兼助成金申請書の物件取得見込額とすること。
- (3) リース事業者の手数料等は、取組参加者の負担となるため、選定にあたっては留意すること。
- (4) リース事業者は、取組計画書兼助成金申請書の承認通知を受理後、導入機械等の仕様により、一般競争入札又は、見積もり合わせ等を実施し、最低価格を提示した機械等販売業者を選定し、物件価格、助成金額及びリース手数料を算出すること。見積もり合わせを実施するにあたっては、見積依頼書（参考様式）見積依頼書を参照。）により、複数（3社以上）の機械等販売業者から見積書を取ること。
- (5) 取組参加者とリース事業者は、取組計画書兼助成金申請書の承認通知日以降、かつ、リース事業者が機械等販売業者を選定した後に、リース契約を締結すること。
- (6) リース契約の締結にあたっては、次に掲げる内容に合致するものに限ること。
  - ア 契約は、取組計画書兼助成申請書に記載された取組参加者、リース物件及びリース期間の内容と同一であること。
  - イ リース物件に賃貸に係る契約で、取組参加者とリース事業者の2者間で締結するものであること。

### 2 購入による機械導入の場合

- (1) 取組参加者は、事業計画の取組の要件等に基づき能力算定した上で、導入したい機械等の仕様を定め、複数の機械等販売業者（原則として、3社以上の製造メーカーの同一能力機種の見積り）に購入費助成申請額算定のための見積依頼を行うこと。なお、特定の機種導入が必要な場合はその理由を明確にすること。
- (2) 取組参加者は取得した見積書の中から、最低価格を選定し取組計画書兼助成金申請書の購入費助成申請額とすること。
- (3) 取組参加者は、取組計画書兼助成金申請書の承認通知日以降に、機械を注文しなければならない。また、機械の注文にあたっては、決定した機械を取り扱う複数（3社以上）の機械等販売業者から相見積もりを取り、最低価格を提示した機械等販売業者から購入すること。

なお、相見積もりの実施は、見積依頼書（別紙参考様式）により実施すること。

### 3 共通事項

- (1) 以下の事案等が判明した場合は、取組参加者又は共同申請者は、助成金を返還しなければならない。
  - ア 導入した機械を全部もしくは一部を転売して利益を得たことが判明した場合
  - イ 県協議会の承認を受けることなく、処分制限期間中に、処分したことが判明した場合
  - ウ 助成金を受けた後に、購入助成又はリース方式による機械の導入に係る取組要件を満たさないことが判明した場合
  - エ 悪意を持って虚偽の内容を申請したことが判明した場合
  - オ 導入した機械等を処分制限期間内に常時目的外使用していることが判明した場合
  - カ リース契約を途中で解約又は解除したことが判明した場合
  - キ 農業機械販売業者からバックマーゲンを得ていたことが判明した場合
  - ク 導入する機械の購入価格から、下取り価格又は処分益を控除せず申請していたことが判明した場合
  - ケ リース契約が、取組計画書の内容と合致しないことが判明した場合
  - コ その他、事業実施要綱、実施要領及び農業再生協議会業務方法書等に定められた要件を満たさないこと

が判明した場合

- (2) 機械を導入した後、機体のよく見えるところに、「平成24年度農林水産省補正予算 大豆・麦等生産体制緊急整備事業」及び「経営体名称（※リース別件は可能な限り。リース業者と要相談）」を記載すること。

(参考様式)

平成 年 月 日

見積依頼書

[機械販売会社]

\_\_\_\_\_ 御中

[取組参加者 (又はリース事業者)]

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

印

下記により見積書を作成の上、提出くださるようお願いいたします。

記

1 見積条件

- (1) 機械の名称
- (2) 機械の能力
- (3) 数量
- (4) 導入時期
- (5) 納入場所

2 見積書提出期限 平成 年 月 日まで

3 見積書提出先 上記の住所まで

4 見積書提出方法 郵送による (当日消印有効)

5 その他 以下のものは無効とします。

- ①提出された書類に不足があるもの又は必要事項が記載されていないもの
- ②正規に発行されていないもの (日付が無い、押印が無い等)
- ③提出期限を過ぎたもの

※なお、本書によりがたい場合は、適宜リース事業者作成の様式を用いることができます。